

海外派遣プログラム報告書  
(ジュネーブ 自由権規約委員会)

佐野東吾

I 概要

派遣先： ジュネーブ 自由権規約委員会

派遣期間： 6月20日～7月9日

II 業務内容

自由権規約委員会の国家報告審査において、同委員会副委員長でいらっしゃる岩澤雄司先生の担当されている加盟国に対する質問をドラフトするのが主たる業務でした。この質問は、質問票に答える国側の国家報告書を受けてなされる、いわゆる更問いでした。そのため、ドラフトの作成に当たっては、質問票とそれに対する国家報告書を読み、さらにはアムネスティ・インターナショナル等のNGOの提出するレポートや、各種の他の人権条約機関等のレポートも参照して、国家報告書において不十分な点や疑問の残る点について質問を投げかけることが重要でした。ドラフトの作成以外にも、岩澤先生の指示を受けて、自由権規約第6条に規定されている



Right to life が、殺戮の禁止、防止などにとどまらず生存権的な権利の保障をも含むものであるかどうかを起草過程にまで遡って調査・検討するなど、種々のリサーチ業務を行いました。

また、毎日開催される同委員会の審議を傍聴しました。自由権規約委員会の審議は、主として、前半で委員の側からの質問とさらにそれに対する国家の側からの回答が行われ、後半で個人通報の審査、そして加盟国に対する **Concluding Observations** がなされるという構成でした。審議には公開のものと非公開のものがありましたが、後者に関しても傍聴することが認められていました。大部分は大きな会議室において同時通訳を伴って行われましたが、中には小さな会議室で少人数で行われるものもあり、文字通り膝を突き合わせての審議の傍聴は、大会議室におけるそれとは異なった緊張感がありました。

そのほか、岩澤先生からご紹介いただき、ジュネーブに存在する国際機関に勤められ

ている職員の方のお話を伺う機会、および国際機関を訪問する機会をいただきました。具体的には、日本政府の代表部や WTO を訪問し、OHCHR に勤められている日本人職員の方、そして UNHCR に務められている職員の方のお話を伺うことができました。検察庁や外務省等の省庁から出向されている方もいれば、第 1 のキャリアとして国際機関を選ばれた方もおり、それぞれに異なるバックグラウンドを持つ方々の実体験に基づいたお話からは、国際機関職員というお仕事の面白さややりがい、そして苦労や困難がうかがわれました。

なかでも、一部の国際機関では、一度ポストを得れば、長年にわたりその職を保障されるが、反面そのポストを手放して別のポストに応募することは心理的に困難を伴い、また就きたいポストに空きができない限りそのポストには就けない、というお話は私にとって意外でした。

### III レポート

上記 II に書いたように、基本的には自由権規約委員会の審議を傍聴することが主たる日々の過ごし方でしたが、岩澤先生にご紹介いただき、他のジュネーブに本部を有する機関を訪問したり、それらの機関で働いておられる職員の方とお会いする機会もしばしばありました。それに伴い、今回の訪問では様々な経歴と経験を持っているかたがたと交流し、多くの知見を得ることができました。以下では、今回の派遣によって得られた知見、日々の暮らしの中で感じたことのうち、特に印象深かったものについて述べたいと思います。

#### ・ドラフト作業の面白さと難しさ。

上記のように、私が岩澤先生のアシスタントとして行った作業の中でもっとも高い比重を占めたのは、加盟各国の国家報告書に対する各委員の質問のドラフトを書き上げることでした。私は、岩澤先生が受け持たれることになった 3 か国の中から、デンマークに対する質問のドラフトを担当しました。

デンマークというと、特に人権侵害国であるとの印象はないかもしれませんが。その印象通り、デンマークは国家報告書の中でもすでに委員会からなされた質問に対して丁寧に回答し、場合によっては前回の審査でなされた勧告通りに法改正を行うなど、真摯な対応を行っていました。だからこそ、デンマークに対する再質問事項をドラフトするのは困難を伴いました。国家報告書の段階で先の勧告に従う対応を加盟国の側が行った場合、もちろんそれはすばらしいことではあるのですが、質問する側としてはそれ以上掘り下げる点がなくなってしまうからです。それでも、主要な NGO のレポートや他の国際機関の先行する勧告などを参照することで、何とかドラフトを書き上げることができました。苦労しながら作り上げた質問事項が、(もちろん岩澤先生に少なからず修正をしていただきましたが)実際の会議の中で読み上げられるのを緊張しつつ聞いた時には、名状しがたい喜びと達成感を得ることができました。

#### ・会議の進行

はじめ会議を傍聴したときは、自由権規約委員会の会議といえども、英語やフランス語でなされることを除けば、一般的な会議と変わるところはなく、淡々とスケジュールに従って行われているという印象を持ちました。しかしながら、このような印象は次第に変化していきました。幾度か、委員の方がヒートアップして声を荒げられたり、きつい言葉遣いをされることや、会議の進行の手續面で議長を含む一部の委員と他の委員が対立し、会議を中断して休憩時間をとることがありました。それぞれの委員の方が、めいめいの譲れない点については対立を恐れず強固に主張を行っていく姿は、委員のかたがたご自身の人権の専門家としての矜持を感じさせ、印象的でした。

また、委員のかたがたは2つの向かい合うテーブルに分かれて座っておられましたが、岩澤先生から先生はほかの委員とのアイコンタクトを大切にしておられるというお話を伺いました。実際、各委員のかたがたの様子をつぶさにかがっていると、互いに目配せをする、うなずいて賛意を示すなどボディランゲージによるコミュニケーションがしばしば行われていることが見て取れました。もちろん多くの委員の方が英語やフランス語を流暢に話されるのですが、母語でない言語によるコミュニケーションにおいて、言葉では表しがたい意思や感情の表明の手段として、アイコンタクトや身振り手振りが多用されているのは、とても興味深く感じました。

#### ・他のインターンとの交流

本プログラムやほかの機会に国際機関のインターンに参加した先輩方から何度も伺っていた話ではありますが、英語を母語とするわけではない他のインターンたちが気後れすることなく英語でコミュニケーションをとり、多くは英語以外にもフランス語をはじめとする他の言語をも話することができるということには、驚かされました。翻ってわが身を見ると、ランチを一緒にとっていても積極的に発言することができず、いざ話してみても細かな文法にこだわって過度にゆっくり話してしまうなど、忸怩たる思いでした。今回はじめて海外に長期間滞在する機会を得、身に染みて感じたことは、英語を話すときに大切なのは誤りを恐れすぎないことであるという点です。インターンが英語を話しているのを聞いていると、(時にはネイティブスピーカーですら)大小の文法の誤りを犯していることに気が付きます。正確を期すのはもちろん悪いことではないとはいえ、文法的に正しい英語で話すことに拘泥するよりも、時には細かい誤りにいい意味で無神経に話すことも大切であるのだと、気づかされました。

このことに関連して、岩澤先生のご紹介でお会いする機会をいただいた、WTOの4人しかいない日本人職員の1人の方が次の様におっしゃっていました。

最近の日本人は海外で働きたがらない。欧米の学生は英語でのコミュニケーションに困らないため、海外で働く敷居は低い。途上国のエリート層は国内に満足のできる仕事がないから死に物狂いで英語を習得し海外に出ていこうとする。対して日本では優秀な

学生でも英語を流暢に話せる学生は少ないし、国内で十分エリート層のための仕事がある。しかも、どんなに優秀な学生でも、国内企業等で働くのとは有能さを測る尺度が違うために、国際機関等で働いたときに同じように評価されるかはわからない。

月並みではありますが、英語を習得する、すなわち、単なる読み書きにとどまらず、話す、さらに形式や言葉の言い回しにおいて正確かつ的確なライティングを行えるようになることの重要性を感じました。

#### ・ジュネーブでの生活

3週間ほどの OHCHR でのインターン、自由権規約委員会での岩澤先生のアシスタントとしての生活は、短いながら極めて濃密な、刺激と新鮮な驚きに満ちたものでした。平日にインターンとして業務を行う時間はもちろんですが、平日の業務時間後や週末、街に出て各所を見て回ったり、現地の人と触れ合う中でも、旅行以外で海外に滞在したことのない私には、興味深い発見や体験の連続でした。たとえば、スイスの駅では日本のように改札が設置されておらず、列車の一部とバスではほとんど検札も行われないため、やろうと思えば無賃乗車も可能なシステムになっていました。その代わりに時折抜き打ちで行われる検札時に切符を所持していないと、高額の罰金が科されることになっているのですが、こうした性善説に立脚しているともいえる公共交通システムは、私の眼にはとても新鮮に映りました（スイスでは人件費が非常に高いという現実的な理由によるところが大きいかもしれませんが）。

ジュネーブはその人口の4割以上を外国人が占めるという国際都市で、街を歩き、買い物をするだけでも、多種多様な人種の人々と接することになります。私が接した人は皆親切な人ばかりでストレスフリーな生活を送れました。朝食ビッフェで残ったクロワッサンを持たせてくれたホテルのマダムや、教会で声をかけてくれ、その教会の由来と歴史について話してくれた老婦人は特に印象的でした。

ここまで述べてきたようなインターンでの体験は、これまでの生活では経験したことのないものであり、岩澤先生のご厚意とビジネスロープログラムという制度、そしてそれを支えてくださる方々のご尽力なくしては得られぬ貴重なものです。私は、過去に自由権規約委員会でのインターンを経験した先輩からの勧めで今回のプログラムに応募しましたが、帰国した今、心から応募してよかったと感じています。

末筆ながら、ご多忙の中、審議の行われたパレ・ウィルソンを案内していただき、昼食をご一緒して下さった岩澤先生、このような貴重な機会をお与えくださった岩村教授、神田教授、藤田教授の各先生方、東日本旅客鉄道株式会社様、旭硝子株式会社様、住友商事株式会社様、株式会社東芝様、三井物産株式会社様、および三菱商事株式会社様、そして事務局の小疇様、川村様に、心から御礼申し上げます。